

スーパーコンピューター導入手続（改正）の適用範囲の改正について

平成 7 年 3 月 27 日  
アクション・プログラム実行推進委員会

第 24 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパーコンピューター導入手続（改正）」（平成 2 年 4 月 19 日第 13 回アクション・プログラム実行推進委員会決定）の適用範囲及びこれに関連して「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（平成 4 年 1 月 20 日第 17 回アクション・プログラム実行推進委員会決定）を別紙のとおり改正する旨決定する。

(別紙)

## スーパーコンピューター導入手続（改正）の適用範囲の改正

1. 平成2年4月19日第13回アクション・プログラム実行推進委員会決定の「スーパーコンピューター導入手続（改正）」I.（適用範囲）3.におけるスーパーコンピューターの性能に関する基準値については、スーパーコンピューターの技術進歩に伴い、見直すこととし、次のとおり改正する。

「300MFLOPS以上」を「5GFLOPS以上」とする。

2. 上記1.の改正に伴い、平成4年1月20日第17回アクション・プログラム実行推進委員会決定の「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」I. C. の記述は、次のとおり改正する。

「1990年の『スーパーコンピューター導入手続』の対象」を「1990年の『スーパーコンピューター導入手続』（その改正点を含む。）の対象」とする。

3. 上記1.及び2.の改正は、平成7年4月1日より実施する。